

令和6年3月21日

令和6年第3回守山市教育委員会定例会提出議案

令和6年3月21日

令和6年第3回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第8号	令和6年度守山市教育基本方針の策定について・・・・・・・・・・	3
議第9号	令和6年度(2024年度)守山市人権・同和教育基本方針の策定について・・・	17
議第10号	守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則の制定について・・・・	26
議第11号	守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について・・・・	44
議第12号	守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則の制定について・・・	46

議第8号

令和6年度守山市教育基本方針の策定について

令和6年度守山市教育基本方針を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月21日提出

守山市教育委員会

教育長 向坂正佳

# 令和6年度 守山市教育基本方針

## 1 はじめに

近年、私たちを取り巻く生活環境は、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの技術革新が進むとともに、国際情勢も不安定化しているなか、予測困難な事態が訪れ、社会の変化を正確に予測することがますます難しくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな活動が制限されたことに加え、少子化や人口減少による地域のつながりの希薄化などにより、家庭を取り巻く環境が変化しており、地域全体で家庭環境を支え合うことの重要性が高まっています。

このような時代においては、あらためて人間関係の構築や集団で学ぶことの大切さを認識したところであり、変化に柔軟に対応し、課題を解決に導く力が一層必要となっています。誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現に向けて、教育の役割は、さらに大きくなっていくと思われまます。

そうした中、本市では、「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」を基本理念とした「第3期守山市教育行政大綱（以下「大綱」という。）」を策定しました。

学校園や家庭、地域との関わり合いを通して、これからの予測困難な時代を生き抜くための力を養う教育を進めていく必要があります。地域社会全体が子どもの教育に関わり、「すべての人がともに学び支え合う」ことで、基本理念の実現に向けた教育を推進します。

「大綱」で定めた3つの柱である柱1「しなやかに生きる力を育む」、柱2「学びを豊かに支える」、柱3「学ぶ環境を整える」のもと、教育施策を総合的に推進し、とりわけ、全国的に課題となっております不登校対策に取り組みます。具体的には、児童生徒にとって魅力ある学校となるよう一人ひとりに寄り添い柔軟に対応するとともに、地域社会全体で子どもの教育に関わり、児童生徒の社会的自立を目指します。

~~なお、令和6年度においても、引き続き「利他の心」「調和」「つなぐ」の3つを大切なキーワードとして掲げ、子どもたちが自分の人生を豊かに切り拓いていく「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）を基本として、ふるさと守山を愛し、守山から未来にはばたく、心豊かでしなやかに生き抜く人づくりに努めます。~~

そのためには、子どもたちが自分自身のことをかけがえのない存在であると感じる自尊感情を高める取組が必要であり、学校・園現場においては、教職員・保育者が子どもたちの声や思いを傾聴し、子ども理解に努め、励ますことで、子どもたちの居場所と活躍の場を保証します。さらに、子どもに関わるそれぞれの場面において、家庭や地域、関係機関と連携し、これからの予測困難な時代を生き抜くための力を養う教育を進めます。

また、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもの育ちの基礎となる家庭の教育力の向上を図るとともに地域の力を生かした取組により、安心して子育てができる環境を整えます。

児童生徒が感染予防対策の経験を活かし、危機意識を持つとともに、災害や事故から身を守る行動がとれるよう指導を継続する中、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう取り組みます。

このほか、社会教育による「人づくり」「地域づくり」「絆づくり」を推進するため、生涯学習・教育研究センター（エルセンター）や各地区公民館での地域教育学級や各種講座の充実に努めます。社会教育での「学び」の充実を出発点に「まなび・よころび・わかちあい」を基本理念とした社会教育による生涯学習まちづくりの実現をめざします。また、市民総ぐるみによる青少年の健全育成、読書に親しみ主体的に学べる読書環境の充実、すべての市民が気軽に楽しめる文化・芸術の振興、子どもたちにスポーツに親しむ多様な機会を提供するため、「外あそびマップ」を活用し、外遊びの推進に努めます。

また、先人が残した貴重な守山の宝を受け継ぎ、未来へつなぐための文化財の保存・伝承や人権問題に主体的に関わることをめざした人権教育の推進など、教育行政各般にわたり諸事業を展開します。

## 2 令和6年度各事業の取組

### (1) 「第3期大綱」の評価・検証について

基本理念「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」の実現に向けた教育を進めるための取組を実施していくなか、成果・課題を把握するため、点検・評価を実施し、今後の教育施策に活かします。

### (2) 総合教育会議の開催等について

#### ア 総合教育会議の開催

「第3期大綱」に基づき、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一般行政との調和を図りながら、一方で、教育委員会の政治的中立性を確保しつつ、教育行政の管理執行に努めるとともに、課題解決に向けた議論を行います。

#### イ 学校規模適正化について

大規模校および児童生徒数の増加が見込まれる学校については、良質な教育環境を確保するため、引き続き、今後の宅地開発動向等を踏まえた児童生徒数の推移の把握に努める中、学校施設の増築計画等について検討します。

### (3) 教育施設の整備について

#### ア 施設維持管理補修事業の推進

園児、児童生徒の安全確保を最優先とし、安全で安心な教育環境のもとで学習

できるよう、緊急性の高い施設の整備および修繕等を進め、適正な施設の維持管理に努めます。

#### イ 施設整備事業等

小中学校施設については、引き続き児童生徒の良好な学習環境を維持整備に取り組み、とりわけ、大規模改修工事が未実施の物部小学校について、校舎および体育館屋根防水工事や体育館床修繕工事を行い、長寿命化改修工事までの間の維持保全を図ります。

また、建築後 40 年を経過した速野小学校北校舎部分について、長寿命化改修工事に向けた実施設計や建築後 20 年を経過した守山中学校体育館の予防改修工事に向けた実施設計を行います。

さらに、小中学校の体育館照明について、既存照明器具が 2024 年末に生産が終了されることに伴い、LED 照明が設置されていない 10 校について LED 化を実施します。

#### ウ 小中学校プール施設について

吉身小学校と守山北中学校の水泳授業において民間施設やエコパークを活用するモデル事業の実施や事業費等の算出、バスの確保に向けた検討など総合的に様々な課題を精査し、今後における小中学校プール施設のあり方の方針を決定します。

### (4) 学校・園教育について

社会情勢や教育環境の変化に対応しつつ、新しい学校・園教育のあり方を見定め、「生きる力」を育む教育を推進し、心豊かで、しなやかに生きる園児、児童生徒を育成します。また、校種間の一層の連携を図り創意ある教育活動を展開する中で、地域に開かれ、地域の信頼に応える学校・園教育を推進します。

さらに、地域や保護者との連携を推進し、チーム学校・園として学校力・園力の向上に努め、学校・園の教育方針や教育活動の情報を地域に発信し、地域人材の支援を得て、学校と地域社会との強力なパートナーシップのもと、地域の教育力を最大限に生かした教育活動の充実を図ります。一方で近年、異常気象や災害、不審者対応など、子どもの命を脅かす事案が増える中、状況を迅速に保護者や地域に伝達できるよう、メール配信システムやホームページを積極的に活用し、情報共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもの命を守ります。

#### ア 幼児教育の推進

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とした教育を展開します。その中で、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを自ら取り込もうとして、試行錯誤したり考えたりするよう、幼児と共によりよ

い教育環境を創造するように努めます。就学前のすべての子どもに対して、質の高い幼児教育を推進します。

初等中等教育（幼、小、中、高）を通じて“育みたい資質・能力”の基礎は幼児期で育むことを常に意識し、さまざまな体験活動を充実させながら豊かな心としなやかに最後までやり抜く力を育みます。また、「架け橋期」の重要性の認識を深め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、子どもたちの学びがつながるよう幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

#### イ きめ細やかな教育の推進

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開する中で、児童生徒の学ぶ力を育みます。また、守山式授業ベーシックステップ「めたふ」（めあて・たんきゅう・ふりかえり）を意識した授業づくりに努めます。さらに小学校1年生から3年生までにおける少人数学級編制や低学年での読み書きチェックの実施等きめ細かな指導を通して、学習習慣の確立および基礎学力の定着を図ります。

#### ウ 体験学習の推進

情操教育の一環として、小学校3年生を対象とした、びわ湖ホール声楽アンサンブルによる芸術鑑賞、小学校4年生を対象とした佐川美術館の学芸員による砂絵体験芸術鑑賞教室、小学校5年生を対象とした芸術家による文化芸術体験教室を実施し、本物に出会う体験学習の機会を創出します。

#### エ 小学校高学年における教科担任制の推進

教員が担当する教科数を絞ることによる教材研究の充実や、複数の教員が教科指導にあたることによって児童への多面的な指導・支援を実現させるために、高学年を中心とした教科担任制を令和4年度から導入しており、今年度においても更なる推進に取り組みます。

#### オ キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に向けて必要な資質能力を身につけていくために「中学生チャレンジウィーク」をはじめとする体験的な活動を推進するとともに、児童生徒が学校生活を振り返り、自らの成長や将来の目標を記録する「キャリアパスポート」を活用し、主体的に進路選択に活かせるキャリア教育の充実を図ります。

#### カ 英語教育の推進

市内の保育園・こども園および幼稚園の5歳児から中学校3年生までの10年間において、グローバル化に対応できる人材育成を図るため、「守山市英語コミュニケーション能力育成プラン」に基づき、英語指導助手（ALT）を派遣して、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成する取組を推進します。

#### キ 環境教育の推進

小中学校における環境学習では、もりやまエコパーク交流拠点施設や環境セン

ター等と連携してのフィールドワークや工作等の体験を組み込み、充実した環境学習を実施します。

#### ク JRC教育の推進

守山小学校が発祥の地である青少年赤十字（JRC）の態度目標「気づき・考え・実行する」を大切に、各校・園でJRC部会が中心となり、実践目標「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の具現化に取り組みます。

#### ケ ICT教育の推進

タブレットをはじめとするICT機器や情報技術が急激な進展を遂げており、情報活用能力の育成が重要です。GIGAスクール構想の実現に向けて、令和2年度に整備された1人1台の学習用端末や大型ディスプレイ等のICT機器を活用し、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できるよう授業改善に取り組み、有識者を招いての研究会を開催するなど、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを得られるよう研修と啓発を行います。あわせて、AIドリルを活用し、児童生徒の基礎学力の定着を図るとともに、児童生徒が自身の学びを振り返り、学ぶ力を身につけていくことができるよう取組を推進します。また、スマートフォンやSNSが子どもたちの生活に急速に普及する現状を踏まえ、家庭や地域と共に情報モラルの啓発に努めます。

#### コ 生徒指導の推進

児童生徒一人ひとりが自己指導能力を身に付けることができるよう生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりに取り組みます。また、教育活動全体を通して、互いに共感しあえる人間関係を育成するとともに、他人の存在を認めながら自分が必要とされていると思える「自己存在感」や自己の能力を最大限に発揮して成長していく「自己実現」を実感できる生徒指導の推進に努めます。さらに、道徳教育や自然体験学習、福祉教育、社会体験学習等を充実し、思いやりのある豊かな心を育みます。

いじめ対応については「いじめは人権侵害である」ことをしっかりと理解し、いじめを許さない学校づくりを進めます。いじめ問題については、守山市いじめ防止基本方針をもとに、未然防止と早期対応を図るため、教員研修や児童生徒アンケートの充実およびモラルの育成に努めます。また、スクールロイヤー制度を活用し、法律に関わる事案についても学校が相談できる体制を整備します。

#### サ 不登校児童生徒の支援

近年、いじめ問題、虐待事案などの要因が多様化、複雑化している状況であることに加え、不登校児童生徒数が増加しています。この状況に対応するため、児童生徒の社会的な自立を目指すことを基本方針とする、「もりやま不登校対策」を推進し、一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応を行ってまいります。

学校における支援としては、自分の学級に入りづらい児童生徒の学校内での居



場所を確保するため、モデル校3校に校内教育支援センター（SSR）を設置します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家を活用し、関係機関との連絡・調整を図ります。また、子ども自身のエンパワメントを高める取組として「メンタルヘルス予防教育プログラム」を導入し、子どもの生きる力の向上に、より一層注力していきます。

学校外における支援としては、不登校児童生や保護者支援の基幹センターとして、教育支援センターを設置します。さらに、教育支援センター児童生徒支援室（くすのき教室）では、指導員を増員し、開室日を週5日とし、児童生徒が来室しやすく、安心して過ごすことができる環境づくりを行います。さらに、新たにフリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金を創設し、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒の保護者に対する経済的支援を進めます。

#### シ 特別支援教育の推進

特別支援教育においては、支援の必要な園児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別支援計画の作成を通して、自立と社会参加の力を育むための支援を計画的、継続的に推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築・充実に向けた取組を推進します。

#### ス 教職員の資質向上

こうしたさまざまな課題にしっかりと取り組んでいくとともに、教職員については、教育に対する使命と責任を自覚し、自己の資質・能力や意欲の向上継続をめざし、適切な指導・研修を実施します。また、校種間の連携による交流研修や各種の専門研修に努め、市民に信頼される学校・園づくりを推進します。特に、教職経験の浅い教員に対しては、OJTによる各校園での研修、現在の教育課題に合わせた実践的な研修講座の受講とともに、個別に教育支援アドバイザーによるきめ細やかな指導を実施し、資質・能力の向上に取り組めます。

#### セ 学校・園における働き方改革の推進

学校・園における働き方については、国や県の方針を受け、市としての方針を示し、実感を伴った働き方改革を進めます。教職員・保育者の心と体の健康維持、増進により教育の質の向上を図り、園児、児童生徒の健やかな成長を支えるため、勤務時間の適正化、ICTの活用による業務の効率化、多様な人材の活用、家庭・地域とのさらなる連携等、働きやすい環境づくりに努めます。小中学校では、学校自らが自分たちの働き方を見直し、教職員同士が話し合い、取組内容を自己決定しながら業務改善を実現させるようにします。また、ワークライフバランス推進校を募り、働き方改革のよりよいサイクルづくりを研究・検証し、効果的な業務改善のあり方を学校全体に広めます。

#### ソ 就学援助、奨学金について

現代社会において、社会的格差は大きな課題であり、経済格差がそのまま教育

格差につながるとも言われています。そこで、就学援助費や特別支援教育就学奨励費により経済的に支援が必要な保護者に対して学習上必要な費用の一部を援助し、義務教育が円滑に受けられるよう奨励しています。さらには、高等学校や大学等への修学に対し、貸与型奨学金や卒業後の市内在住等を条件とした返還免除型奨学金等による経済的支援を行い、未来を担う人材育成と教育の機会均等を図ります。

#### タ 保健安全教育の推進について

保健安全教育においては、心身の健康保持増進を図るため、運動に親しむ習慣を育て、外遊びを通して体力の向上に努めます。それとともに、現代の健康課題に対応した指導を行い、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や食育を推進し基本的な生活習慣の育成に努め、部活動や体育の授業を通してあきらめないで最後までやりぬく力を育成する取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したものの、学校においては、インフルエンザも含めた感染症の流行が見られることから、引き続き活動の場面や場所に応じた適切な感染対策を図り、安全で衛生的な学校環境づくりに努めます。

#### チ 学校給食について

学校給食については、物価高騰による給食物資の価格上昇に対し、献立を工夫する中、食材費の抑制を図り、引き続き安全安心な、おいしい、温かい学校給食の提供に取り組みます。また、食育については、地場産物の提供を通じて、地域の生産者の方々に感謝し、地域の産物や歴史等の食文化への理解を図るとともに、成長期の身体づくりに必要な栄養素をバランスよく摂取することの大切さを学ぶ等の取組を推進します。

### (5) 教育研究について

今、教育現場では特別な教育的支援を必要とする児童生徒など、多様化する子どもの姿や情報化の加速度的進展など、教育環境はスピード感を増して変化しています。教育研究所では、これらの変化に対応するため教員研修においては、参加者自ら「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう研修の制度設計を見直すとともに教育の今日的課題に対応し、資質向上につながる研究事業を推進します。

#### ア 研修事業

研修事業では、一定の制度設計の下で設計された座学を中心とした「知識伝達型」の学習コンテンツを受け身の姿勢で学ぶ講座ではなく、日々の経験や他者から学ぶという「現場の経験」を重視したスタイルの学びを取り入れるとともに、新たな領域専門性を身に着けたり強みを伸ばしたりできるよう、教員のキャリアステージに応じた研修を企画・推進していきます。

また、中学校特別活動推進員を中心に守山市生徒会サミットの充実に取り組みます。今の子どもたちは、集団で遊ぶ機会なども少なくなり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、学校行事や課外活動が制限され、多様な他者と協働して活動する機会も少なくなっています。

このような中、人との関わりを深め、自発的に物事に向かう態度を養うため、生徒会サミットでは、生徒自らが自分たちの生活をより良くしていくための課題を見だし、話し合いと実践を重ねることで豊かな人間関係を築き、主体的に社会参画する力を養います。

#### イ 研究事業

研究事業では、日本型学校教育の良さを維持しながらも、学習意欲の低下やいじめ・不登校などの教育課題を改善し、Society5.0と呼ばれる新たな時代に必要とされる資質能力を子どもたちにどのように育成していくのか、学校現場の実態にも合わせ「個別最適な学び」「協働的な学び」につながる研究を推進していきます。

### (6) 教育支援について

子どもや家庭が抱える教育上の課題解決に向けた支援を行うとともに、子どもの社会的自立を目指すことを目的に、従来の教育研究所の教育相談、教育支援の機能を強化し、新たに不登校児童生徒や保護者支援の基幹センターとして、守山市教育支援センターを設置しました。

#### ア 教育相談事業

学校における集団との関りや学業等に悩みをもつ児童生徒、子どもの不登校や子育てに不安を抱える保護者に寄り添い、電話相談や面接相談を通して解決策を共に考え、児童生徒が社会的自立に向かおうとするエネルギーを高める支援を図ります。

#### イ 児童生徒支援事業

児童生徒支援室（従来の適応指導教室）「くすのき教室」は、安心して成長できる温かい居場所であり、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保します。児童生徒一人ひとりに寄り添い、学び育つことのできる支援を行うとともに、同じ空間に共存する他者との共有体験活動等を通し、対人関係や集団関係を育成する支援を行います。

また、不登校の要因が多様化する中、「教育的視点」「心理的視点」「福祉的視点」を大切に、学校や福祉部門等の関係機関、必要に応じては医療とも連携し、児童生徒の状況にあったよりよい支援を検討・提案していきます。

### (7) 社会教育・生涯学習について

## ア 社会教育・生涯学習

社会教育は、全ての市民が、あらゆる機会を通じてお互いに広く学び合う場であり、その目標とするところは、①住民のもつ資質や能力を高める「人づくり」、②その力を地域社会に活かし、地域の課題解決や地域の活性化を目指す「地域づくり」、③それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」です。

また、社会教育は、まちづくりの出発点であるとの認識のもと、社会教育活動の推進と、まちづくり推進会議などの市民主体のまちづくり活動の支援とともに、令和4年3月に策定した「第5次守山市社会教育・生涯学習まちづくり基本計画」に基づく、社会教育による生涯学習まちづくりを推進します。

一方、社会全体の価値観が多様化する中、まちづくり推進員などの役員の担い手不足が大きな課題となっています。また、PTAをはじめとする社会教育団体においてもその在り方が議論されています。各団体が継続するとともに活性化を図るための適切な助言や支援に努めます。

また、各地区公民館や生涯学習・教育研究センターを拠点とした学びの場の充実に努めるとともに、自分のための学びにとどまらず、その成果が地域社会や地域の課題解決に活かされ、コミュニティの活性化や地域の「つながり」の再構築に結びつくよう取組を進めます。

さらに、新たな地域づくりの方策として、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者、こども応援団等の参加により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創出する「地域学校協働活動事業」を推進します。

加えて、守山市版DX推進方針「誰一人残さない、人にやさしいデジタル化」を推進するため、まだスマートフォンを利用していない方や利用歴の浅い方を対象とした「スマホ体験講座」を各地区公民館や生涯学習・教育研究センター等で開催します。

## イ 青少年育成

子どもの豊かな成長には、体験活動は重要であるという認識のもと、野洲川冒険大会～いかだくんだり～をはじめ、自治会単位で実施される遊友ホリデークラブ等の子どもの体験活動を引き続き支援します。

また、守山市青少年育成市民会議と連携する中、家庭、学校・園、地域が一体となり「心と心をつなぐあいさつ運動」等を推進し、「地域ぐるみで子どもを育てる意識」の醸成に努めます。

さらに守山野洲少年センターと連携し、青少年育成に好ましい環境づくりや有害サイト、SNS等で青少年が被害者や加害者にならないよう家庭や地域に啓発します。

加えて、青年層の育成では、「二十歳のつどい」を該当年の青年で組織する実行委員会が企画・運営できるよう支援します。また、「どろんこバレー」や「サンタ

企画」、「子ども向けの体験イベント」などの活動を行う「もりやま青年団」をはじめ、将来の守山のまちづくりを担える若者の育成に努めます。

#### ウ 家庭教育支援

教育・保育・福祉の各分野の連携のもと推進しているこどもの育ち連携事業「新・守山版ネウボラ創造プロジェクト」の一環として、各地区公民館で実施している親子ほっとステーションにおいて「わくわく子育て応援プログラム」を引き続き実施し、子育て親育ち支援に努めます。

また、令和3年度から市ホームページに「子育て相談情報サイト一覧」を掲載しており、子育てに悩んでいる保護者に必要な情報が届くよう当サイトの情報を随時更新していきます。

### (8) 図書館機能の充実について

本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができるまち「読書日本一のまちづくり」の実現に向け、図書館を中心に読書活動を推進し、「本が好き」、「本を読みたい」と思える出会いやきっかけを大切にした様々な取組を推進します。

「子ども読書活動推進計画第3次計画」が今年度最終年を迎えることから基本目標である「いつだって好奇心手を伸ばせばそこに本」の実現および目標値の達成をめざし、学校・園、家庭、地域等と連携し、本に親しみやすい場づくり、子どもと本をつなぐ人づくり、支援のネットワークづくり、読書活動の啓発に取り組みます。

子どもたちの読書意欲の高揚に向けては、絵本の読み聞かせをはじめ、児童書に関する講座やイベントを開催するとともに、校園を始め、子育てサロンおよび地域子ども文庫等での出前お話し会、学校での出前ブックトークなどを通して子どもの読書活動を推進します。

小中学校の読書環境の充実に向けては、学校、学校司書と連携を深め、より魅力的な学校図書館となるよう、図書整備や、図書を活用した授業支援、絵本の読み聞かせ等を行い、学校図書館の利用促進を図るとともに、レイアウトの工夫や、展示等を通して、居心地のよい空間づくりに取り組みます。

中高生に対しては、図書館サポート隊に参加している中高生サポーターのアイデアを活かし、同年代の感性による本の紹介、お薦め本のポップ作成など、中高生がより本を身近に感じられ、読書意欲を喚起する取組を推進します。

多くの市民に本や読書の楽しさを知っていただくため、専門講座や講演会の開催をはじめ、図書館として魅力ある蔵書、貸出およびレファレンス、読書相談の充実に努めます。

併せて広報もりやまや図書館ホームページ、インスタグラム、小中学校においてはクロームブック等を活用した図書館の周知、PRに加え、民生委員・児童委員への高齢者向けサービスの情報提供等を行い、誰もが利用できる図書館となるよう取り組み

ます。

令和5年11月にオープンした北部図書館“本の湖”<sup>うみ</sup>においては、市民と本との出会いや読書のきっかけを作り、誰もが本を手に取りやすく、読書に親しんでいただける場として、また地域の絆や地域活動につながる活動拠点として愛着と親しみを持ってもらえる施設となるよう運営してまいります。本館と北部図書館が連携し、図書の流通、職員間の情報や課題の共有に努め、市全体の読書環境の充実を図ってまいります。

また、複合施設であることを生かし、読書以外の目的で訪れた方にも立ち寄っていただけるように、速野会館、速野公民館と連携した取り組みを行います。「親子ほっとステーション」での絵本の読み聞かせや、高齢者サロンでの本の貸出を始め、公民館行事に関連した本の展示等を行い、利用の促進を図ってまいります。

これらの事業展開により、「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」をコンセプトに、人と本との出会いを創出し、本を通して人と人がつながる場となることをめざします。

#### (9) 文化・芸術の振興について

子どもから高齢者まで誰もが気軽に文化・芸術に親しみ、参加できる機会を設けることで、「文化の香りたかいまち」の実現をめざします。毎年、春に開催しております「ルシオール アート キッズフェスティバル」は、メインテーマ「街を歩けば、音楽に出会う」のもとに、街中に音楽と文化を届けます。本格的なクラシックコンサート、キッズ向けの音楽や美術ワークショップ、プロの音楽家によるキオスクコンサートやマルシェを開催するとともに、誰もが気軽に安心して文化芸術を楽しめる機会を提供するため、動画配信型体験プログラム「おうちでルシオール」も引き続き実施します。

また、市内の小学生には、一流の芸術家を派遣する体験授業や協定を締結している佐川美術館による鑑賞体験などを通じて、子どものうちから芸術に興味を持たせるとともに、守山市文化協会の協力を得る中、日本の伝統文化の伝承に努めます。中学生につきましても、市内4中学校の2年生を対象とした茶道体験を実施し、日本の和の文化や価値観の大切さを学ぶ機会を創出します。

守山市民ホールにおきましては、本市の文化・芸術活動の拠点として、文化・芸術の情報発信や魅力ある舞台芸術の公演、動画配信を充実させるとともに、文化・芸術活動に参加する機会と場の提供を行います。施設については、開館から37年余を経過する老朽化した施設全体の大規模改修に向け、具体的な計画を策定します。

また、生涯学習・教育研究センター（エルセンター）における「文化的講座」については、さらなる充実を図り、広く市民に文化・芸術に触れていただく機会の提供に努めます。

#### (10) スポーツ振興について

令和4年度から「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」運動やスポーツに親しみ「健康元気なまち」を目指す『第3期守山市スポーツ推進計画』がスタートしました。大人になってもスポーツに親しむ習慣は、子どもの頃に体を動かす楽しさや喜びを感じることが重要で、スポーツをする多様な機会を提供し、さらには、学校における体育の授業や部活動などの充実を図り、体力の向上や子ども達が継続してスポーツに親しめる環境づくりに取り組めます。

また、令和7年開催の「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に向けて、リハーサル大会を行い、本大会の円滑な開催と多くの人々の関心と理解を高めます。守山市民体育館の改修や、本大会に向けてサッカーと軟式野球のトップアスリート交流事業を開催し、選手育成・機運醸成に取り組めます。

#### (11) 文化財の保存・活用について

先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐべく文化財を大切に守り、活かしながら文化財とともにあるまちづくりを推進していくため、守山の歴史文化を守り、価値を高め未来に受け継いでいく「基盤づくり」をはじめ、歴史文化を活かし、守山らしい魅力あふれる地域づくりに貢献する「地域づくり」、さらには守山の歴史文化を愛し、その継承と振興を担う『守山びと』を育てる「人づくり」に取り組んでまいります。

有形文化財では、指定文化財の保存修理や維持管理事業に対して補助や助言を行い、文化財の保存と活用を図ります。大庄屋諏訪家屋敷は、市指定文化財としてその保護に努めるとともに、地域活動の場、歴史学習の拠点として活用するなど、地域や関係団体等との協働による活用事業を推進します。また、各種文化財では、市民が文化財に親しむことができる事業の開催や文化財を教材とした学校・園での活用の取組を推進するほか、町民史等の作成補助など地域の活動を支援します。

無形民俗文化財では、令和2年から新型コロナウイルスによる祭礼の規模縮小または中止が続いていましたが、4年ぶりに従来の方で行われ、数多くの見学者でにぎわいました。また、全国的に祭礼の担い手不足が問題となっている中、下新川神社の近江のケンケト祭り長刀振りや勝部神社の火まつりでは、文化庁の「伝統文化親子教室事業」の実施を通じた新規参加者の獲得や幅広い層に対する効果的な周知に努められました。市としても引き続き、後継者養成や材料調達等への支援を行うなど、次世代への保存継承を支援してまいります。

国の史跡である下之郷遺跡や伊勢遺跡では、守山にふるさと感じ、郷土を誇りに思える歴史・文化の豊かなまちづくりのために、さらに、市内外から多くの人に訪れていただけるよう、史跡の保存整備や活用を進め、守山の弥生遺跡群の魅力について情報発信を行います。特に伊勢遺跡は、多くの方のご支援を賜りおかげさまをもちま

して昨年の11月12日に史跡公園として無事開園を迎えることができました。これを機に伊勢遺跡の保存継承を推進するとともに、歴史学習の拠点および市民の憩いの場を提供するため史跡公園を積極的かつ効果的に公開活用し、末永く市民に愛される施設づくりに取り組んでまいります。

また、下之郷遺跡では、令和3年度に仮整備を行った史跡公有地の活用を図るとともに、地域や活用団体と連携により、各種講座や体験教室等、史跡公園事業の充実に努め、史跡の価値や重要性についての情報発信を行います。

遺跡発掘調査事業については、発掘調査の迅速化に努めるとともに、適宜情報発信を行うなど、その調査成果を広く市民に公開します。

埋蔵文化財センターでは、施設の適正な維持管理に努めるとともに、関係機関と連携を図り、秋季特別展や歴史入門講座、講演会、夏休み考古学教室など普及啓発事業の充実に努めます。

#### (12) 人権教育・啓発について

人権教育においては、園児、児童生徒が部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい理解と認識を培い、問題解決にむけ主体的に考え、行動できる実践力が向上できるように努めます。そのために、学校・園では、子どもの実態に即した人権教育・保育推進計画を作成し、子どもの自尊感情を育み、人権意識を高めるための教育活動・保育を充実させます。そして、学校・園および地域、家庭との連携を密にした取組を進めます。その上でより一層、教職員研修を充実させることで、教職員の人権意識の高揚を目指すとともに、子どもたちに正しい知識を伝えていきます。

また、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、教育関係者をはじめとする各種団体および市民に周知徹底するとともに、教育・啓発の推進など、法に明記されている部落差別解消に向けた取組を前進させます。

さらに、社会教育を含め、これまでの人権・同和教育が積み上げてきた成果と課題を踏まえながら、各種研修会の充実に努め、インターネット上の人権侵害や感染症、性的指向・性自認等への差別や偏見などの新たな人権問題やいじめ問題の解決に向けた取組を進めます。

#### (13) その他

こども施策の新たな展開として、子育て世帯、こどもなどへ相談支援を行う「こども家庭センター」の設立やこども施策の基本的事項を定める「こども大綱」策定など国の動きがあることから、その動向を注視していく必要があります。

こどもや家庭を巡る課題はますます複雑化・多様化する中、課題解決に向けた取組は、教育と福祉が相互に協力して進めていくことの必要性が増しており、連携強化を図りながら新たなこども施策の取組について対応してまいります。



議第9号

令和6年度（2024年度）守山市人権・同和教育基本方針の策定について

令和6年度（2024年度）守山市人権・同和教育基本方針を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月21日提出

守山市教育委員会

教育長 向坂正佳

令和6年度（2024年度）

# 守山市人権・同和教育基本方針

守山市・守山市教育委員会

## はじめに

昭和23年（1948年）に世界人権宣言が採択されてから今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択され、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような国境を越えた連携がますます重要であり、国連は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）に「人権教育のための国連10年」を実施した後、平成17年（2005年）に「人権教育のための世界計画」をスタートさせた。さらに、平成27年（2015年）に17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、すべての国、すべての地域の人々が誰一人取り残されることなく、尊重される社会をめざしている。

国内では、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、これに基づいた人権教育・啓発の取組が進められてきた。最近では、「部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）」（ヘイトスピーチ対策法）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2016年）」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解と増進に関する法律（2023年）」などの個別の人権課題の解決をめざす法律が制定されている。昨年の令和5年（2023年）4月から「子ども基本法」が施行され、「児童の権利に関する条約」の原則に則り、「すべての子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもを権利の主体者と位置づけている。

守山市においては、平成7年（1995年）に「守山市人権尊重都市」を宣言し、平成8年（1996年）には「守山市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、差別のない、愛と信頼に結ばれた明るく住みよいまちづくりに取り組んできた。令和3年（2021年）には「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定し、その中で同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、関係施策の総合的な実施に努めているところである。

しかし社会では、戸籍等の不正取得や不当な身元調査、インターネットを悪用した差別事象、感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見などの新たな課題が生じており、人権問題は多様化・複雑化している。

特に子どものまわりでは、依然としていじめや児童虐待など、生命・身体の安全に関わる問題が後を絶たない状況にある。また、情報通信社会の急速な進展により、SNSや動画共有サイトなどによるトラブルが発生している。さらに子どもの貧困やヤングケアラーの課題が社会問題として顕著化している。

守山市においては5年に一度、「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施しており、今年度は調査を実施する年にあたり、その結果を今後の取組に生かす予定である。令和元年度（2019年

度)に実施した同調査では、同和問題をはじめとする人権問題について差別に気づくこと、解決に向けた教育・啓発が重要であることは広く認識されているものの、その解決に向けて具体的な行動を起こすにあたって、当事者意識が低く、消極的な傾向がある。さらに同和問題について「何も触れずにそっとしておいたほうが自然となくなる」という考えをもつ市民が約3割いることから、差別的な発言や行動に気づかず、黙認する傾向がみられる。本年は、全国水平社創立の約2年後に滋賀県ではじめての水平社大会が開催されて100周年を迎え、今一度、差別のない社会をめざし、これらの課題に対する取組の検証を行うとともに、今後の取組に活かしていく。

もとより守山市の人権教育は、部落差別問題を中核としてさまざまな人権問題に積極的に取り組み、人権尊重の精神を貫く社会の実現をめざしてきたものである。したがって、これまでの同和教育が積み上げてきた成果と手法を大切にしながら、正しい知識を身に付け、社会全体で人権や生命の大切さを再認識するとともに、市民一人ひとりが人権問題を自分事としてとらえ、主体的に関わることをめざした教育・啓発を進めていく必要がある。また守山市の学校・園では、新規採用者数の増加に伴い、20代から30代の若手教員が半数程度のところも多く、部落差別問題をはじめとする人権問題に対し、経験の違いによる指導に対する不安や戸惑い、指導方法の差が見られる。子どもたちに正しい知識を伝え、問題解決のために主体的に考え・行動できる実践力、思いやりの心を育むには、教職員一人ひとりの人権意識の高揚が不可欠であり、差別の現実について深く学ぶなど、より一層教職員研修の充実を図っていく。

以上のことから、人権問題の解決における教育の重要性を踏まえ、令和5年度に策定された第3期守山市教育行政大綱をもとに、子ども一人ひとりに確かな学力を保障し、人権意識の高揚を図り、生きる力を育む教育を推進する。さらに、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場において緊密な連携を図りながら、人権尊重の精神に立った取組を推進する。

- 1 就学前教育においては、乳幼児期が人間形成の基礎を培う重要な時期であることを認識し、それぞれの子どもの実態に応じて日常生活の基礎的な事項を十分身につけ、集団生活に参加するなかで自主・自律及び協同の精神ならびに規範意識の芽生えを養うように努める。また、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を形成する基礎を培うために、家庭や地域などと連携し、乳幼児に豊かな情操と自尊感情を養い、一人ひとりが思いやりと協調性に富む人間関係を醸成するように努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の自尊感情や他者への共感的態度を養い、差別やいじめの不合理性についての認識を深めることを通して、問題解決にむけた実践力の向上に努める。また、児童生徒が自主・自立の精神と社会性を養い、自己実現を図ることができるよう、それぞれの進路保障に努める。さらに家庭や地域との連携を深め、社会教育における人権・同和教育との結びつきを強化する。
- 3 社会教育においては、生涯学習の必要課題として、同和問題をはじめとするさまざまな人権問

題に関する学習を位置づけ、市民一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解・認識し、問題解決に主体的に取り組む意欲を培い、人権を重んじ信頼しあえるまちの実現に向けての実践力が身につけられるよう努める。とりわけ、守山市まちづくり人権教育推進協議会等の活動を中心に、地域ぐるみで人権・同和問題を解決するための教育・啓発を推進し、学校・園との連携を図り、くらしと地域に根ざした自主的な取組が進められるように努める。

## 学校・園における人権教育の推進

### 1 基本的な考え方

学校・園教育においては、乳幼児・児童生徒がさまざまな人権問題について正しい理解と認識を培い、人権課題を積極的に解決しようとする実践力が向上するように、それぞれの子どもの実態を把握し、人権教育・保育推進計画を作成する。さらに、これまでの同和教育が積み上げてきた成果を生かして、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校ならびに保護者・地域との連携による一貫した取組を進め、子どもの進路を保障し、生きる力を育てることをめざす。

そこで、次のような観点にたって学校・園における人権教育の推進を図る。

- (1) 乳幼児・児童生徒のそれぞれの実態に即した人権教育・保育の実践と保育・授業の工夫や改善
- (2) 一人ひとりの基礎学力の向上と、将来に展望がもてる進路保障
- (3) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成
- (4) 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について、教職員の理解と認識を深め、人権意識を高め、人権文化<sup>(注1)</sup>を育む研修体制の確立と実践力の向上
- (5) 人権教育・保育推進のための保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一貫した研究体制の確立と研究実践の充実、および地域や家庭、関係機関との連携
- (6) 地域総合センターと連携した人権・同和教育の推進
- (7) 部落差別・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害等などの具体的な人権問題解決への取組

### 2 具体的な取組

- (1) 乳幼児・児童生徒のそれぞれの実態に即した人権教育・保育の実践と保育・授業の工夫や改善
  - ア 子どもの実態に応じた人権教育・保育推進計画の策定
  - イ 小中学校における『部落差別問題学習共通教材実践事例集』の活用・実践
  - ウ 情報モラルについての教育の充実
  - エ 地域の実態に即した教材の開発と資料の整備及び保育・授業の工夫や改善
  - オ 人権教育・保育にかかる学校・園訪問等の実施
- (2) 一人ひとりの基礎学力の向上と、将来に展望がもてる進路保障
  - ア 基礎的・基本的事項の定着を図る学習指導の工夫や改善による学力保障
  - イ 自らの将来に展望をもち、目標に向かって自己実現をめざす進路保障
  - ウ 主体的な学びや体験的な取組を通じた自己肯定感・自尊感情の育成
- (3) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成

- ア 「いじめ防止基本方針」に基づいた実践の積み上げ
  - イ いじめや差別の問題に気づき、自ら問題解決に取り組む実践力の育成
  - ウ 人権が大切にされる、安心して学ぶことができる保育・学習環境づくり
  - エ 人権を大切にし、多様性を認め合える仲間づくり
- (4) 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について、教職員の理解と認識を深め、人権意識を高め、人権文化を育む研修体制の確立と実践力の向上
- ア 教職員人権教育研修推進委員会の開催
  - イ 学校・園人権教育リーダー研修会の開催
  - ウ 新規採用教職員対象人権教育研修会の開催
  - エ 教職員の各種研修会、講座等への積極的参加(人権講座、滋賀県人権教育研究大会他)
  - オ 居住地の人権・同和問題学習会等への積極的参加
- (5) 人権教育推進のための保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一貫した研究体制の確立と研究実践の充実、ならびに地域や家庭、関係機関との連携
- ア 中学校区別人権教育実践交流研究会の開催
  - イ 第49回守山市人権・同和教育研究大会および第68回滋賀県人権教育研究大会(守山大会)の開催
  - ウ 学校・園を発信源とした、家庭・地域・関係機関との連携の強化
  - エ 家庭や地域など社会教育における人権・同和教育との連携
  - オ 校園種間の連携の強化と先進的な実践の交流・普及
- (6) 地域総合センターと連携した人権・同和教育の推進
- ア 地域総合センターと学校・園との連携の強化
  - イ 乳幼児・児童生徒の学力・生活力向上および進路保障
  - ウ 自主活動学級への学校・園の協力・支援
- (7) 部落差別・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害等などの具体的な人権問題解決への取組
- ア 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権課題についての正しい理解・認識の育成
  - イ 同和教育の成果の上にたった効果ある人権教育の推進
  - ウ 参加・協力・体験を重視した学習の積極的な推進
  - エ 男女共同参画社会や性の多様性に関する教育の充実
  - オ さまざまな人権問題解決に向けてのスキル向上と積極的な教材開発・情報収集

注1 人権文化とは

人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが当たり前になっている社会のあり方。学校生活では、日常生活の中でお互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり方をさす。

## 社会教育における人権教育の推進

### 1 基本的な考え方

社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を正しく理解・認識し、社会連帯のなかで、差別のない住みよい「人権尊重のまちづくり」を実現するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づいて、地域に根ざした取組の推進に努める。さらに、さまざまな人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図るとともに、学校・園教育との連携を深める。

そこで、次のような観点にたって社会教育における人権教育の推進を図る。

- (1) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容の充実や学習方法の工夫
- (2) 人権教育指導者研修の充実と、啓発活動に必要な資料の提供
- (3) 啓発資料の工夫と広報活動の充実
- (4) 守山市まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援
- (5) 部落差別・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害等などの具体的な人権問題解決への取組

### 2 具体的な取組

- (1) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容の充実や学習方法の工夫
  - ア 自治会別人権・同和問題学習会の学習内容や学習方法の工夫・改善
    - (ア) 年間2回以上の開催
    - (イ) 話し合い学習、参加体験型学習の推進
    - (ウ) 本年度に実施する「市民意識調査」の分析とそれを生かした学習内容の工夫
    - (エ) リーフレット（討議資料）の積極的な活用
  - イ 各種団体活動（P T A・子ども会・青少年団体等の社会教育関係団体）の中に人権教育の視点を位置づけることと自主的な研修活動の推進
    - (ア) 各団体における人権・同和問題学習会の開催
    - (イ) 各種研修会への参加促進
    - (ウ) 各P T Aにおける人権教育推進活動の充実
  - ウ 公民館利用者に対する人権・同和問題学習会の充実
    - (ア) 各種学級・講座・自主教室等における年間1回以上の開催
  - エ 各種研修会の開催と参加の促進
    - (ア) 第49回守山市人権・同和教育研究大会
    - (イ) 第68回滋賀県人権教育研究大会（守山大会）
- (2) 人権教育指導者研修の充実と啓発活動に必要な資料の提供
  - ア 人権教育啓発講師団・公民館地域づくり推進員の研修の実施



- イ 自治会長・まちづくり推進員合同研修の実施
- ウ 各種団体役員研修の実施

(3) 啓発資料の工夫と広報活動の充実

- ア 学習資料等の検討、人権学習会用教材の作成（差別事象等の教材化）
- イ 視聴覚教材の提供
  - 人権・同和問題啓発DVDの購入とその効果的な活用
- ウ 同和問題啓発強調月間（9月）・人権週間（12月）における啓発事業
  - JR守山駅前での街頭啓発、市広報やホームページによる啓発の実施
- エ 人権問題に関する最新情報の提供
  - リーフレット・啓発冊子等の作成

(4) 守山市まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援

守山市まちづくり人権教育推進協議会の充実を図り、市民ぐるみの活動として人権教育を推進する。さらに、守山市まちづくり人権教育推進協議会と学区まちづくり推進会議人権教育部会との連携を強化し、各部会活動の活性化を図ることで、「人権をおもんじ、信頼しあえる風土づくり」に努める。

- ア 住民主導の人権・同和問題学習会の継続開催と充実
- イ 各部会活動の充実、部会合同先進地研修の開催
- ウ 学区まちづくり推進会議人権教育部会活動の活性化
- エ 市人推協広報紙「ふれあいもりやま」第84、85号の発行
- オ 「第34回ふれあいもりやま展」における人権啓発作品の展示および入賞作品を活用した市民への啓発活動の実施
- カ 学校・園における人権・同和教育との連携、地域に根ざした取組の推進

(5) 部落差別・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害等などの具体的な人権問題解決への取組

- ア 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての正しい理解・認識の深化
- イ 同和問題解決に向けてのこれまでの取組の成果を生かした、効果的な啓発の推進
- ウ 参加・協働・体験を重視し、市民の日常生活や自らの行動に結びつくような学習の推進
- エ 性の多様性・男女共同参画推進の意識を高める学習機会の設定
- オ 自治会等における人権学習会の工夫・改善や積極的な支援、人権情報の提供
- カ 指導者の資質および指導力向上のためのリーダー研修の充実

議第10号

守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月21日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則

守山市育英奨学条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条」を「第26条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則で使用する用語の意義はこの規則で定めるもののほか、条例の例による。

第2条第1項前段中「条例第2条および第22条に規定する」を「貸与型奨学金または入学(留学)支度金の貸与を受ける」に改め、「該当する世帯」の次に「(当該奨学生とその保護者等が別世帯を営んでいる場合は同一の世帯とみなす。)」を加え、同項第1号中「生活保護法」を「奨学生願書の受付日(以下この条において「受付日」という。)において生活保護法」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 受付日が属する年度(当該日が4月1日から5月31日までの間にある場合にあつては前年度とする。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)上の規定による市町村民税が課されていない者のみにより構成された世帯

第2条第1項第3号中「前年」を「受付日の前年(当該日が1月1日から5月31日までの間にある場合にあつては、前々年度)」に改め、「年額(」の次に「生活保護法第11条第1号の生活扶助に限る。」を加え、同項第4号中「貸与の申請をしようとする」を「受付日の属する」に、同条第2項中「奨学生」を「返還免除型奨学生」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、「かかわらず」の次に「、申請者、保護者等または連帯保証人のいずれかが」を加え、「者またはその者を保護者(大学院に修学しようとする者については、本人と同一生計の4親等以内の成人親族とする。以下同じ。)」とするものを「場合」に、「奨学生の」を「その申請者を」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条を次のように改める。

(貸与の申請)

第3条 申請者は、条例第5条に規定する貸与の申請に当たり、教育長が指定する日までに次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、条例第2条第2号または第3号に規定する者については、その者の状況に応じ、一部の書類の添付を要しないものとする。

(1) 奨学生願書(別記様式第1号)

(2) 学校長推薦書(別記様式第2号)

(3) 施設長等推薦書(別記様式第3号)(条例第2条第2号または第3号に規定する者に限る。)

(4) 申請者、保護者等および連帯保証人の住民票記載事項証明書(市外に住所を有する場合のみ)

(5) 申請者および保護者等が属する世帯が前条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類

(6) 国の給付型奨学金の受給または受給の見込みを証明する書類およびその他教育委員会が求める書類(返還免除型奨学金の申請時に限る。)

第4条第1項中「、第25条および第29条」を「および第25条」に、「決定通知は」を「規定による通知は」に改め、「学校長を経て」を削り、「行う」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「、第25条および第29条」を「および第25条」に、「の届出」を「に規定する届出」に改める。

第6条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第7条第1項本文中「、入学(留学)支度金または緊急学資資金」を「または入学(留学)支度金」に、「保護者」を「保護者等」改め、同条第2項中「、一定の職業を有し、かつ」を削り、同条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、奨学金または入学(留学)支度金の貸与を受けた者が第1項に規定する借用証書を提出しないときは、借用金額を一括して返還するよう請求することができる。

第8条第1項中「、入学(留学)支度金または緊急学資資金」を「または入学(留学)支度金」に、「、第25条および第29条」を「および第25条」に改める。

第9条第2項中「1年」を「10月」に改め、同条第3項中「、その旨を」を削る。

別記様式第1号を次のとおり改める。

別 記

様式第 1 号（第 3 条関係）

奨 学 生 願 書

年 月 日

守山市教育委員会 あて

申請者 住 所  
(自署) 氏 名  
電話番号  
保護者等 住 所  
(自署) 氏 名  
電話番号  
連帯保証人 住 所  
(自署) 氏 名  
電話番号

守山市育英奨学条例（昭和 30 年守山市条例 48 号）および守山市育英奨学条例施行規則（昭和 59 年守山市教育委員会第 3 号）ならびに誓約事項の規定を守り、奨学金（入学（留学）支度金）の貸与を受けたいので申請します。

(ふりがな) 申請者氏名		生年月日	
在学学校名			
修学（留学）学校名 学部・学科名			
修学（留学）期間	年 月から 年 月まで（ 年間）		
奨 学 金	月額 円【 貸与型 ・ 返還免除型 】		
	(返還免除型の場合) 貸与型の希望		あり・なし
	(返還免除型の場合) 卒業後の市内居住の意思		あり・なし
入学（留学）支度金	要( 円)・不要	通学区分	自宅・自宅外

奨学金を必要とする理由	
同意事項	<p>奨学金（入学（留学）支度金を含む。）に関連する事務において、守山市教育委員会が必要に応じて申請者、申請者の属する世帯員（申請者とその保護者等が別世帯を営んでいる場合は同一の世帯とみなす。）および連帯保証人の市税等の納付状況の確認ならびに課税台帳および住民基本台帳を閲覧することについて同意します。</p> <p>また、連帯保証人の納付状況を事由とする却下の場合、その事由を申請者に伝えることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">申請者 _____</p> <p style="text-align: right;">保護者等 _____</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 _____</p>

世帯（生計を一にする家族）の状況					
申請者からみた続柄	氏名	生年月日	満年齢	学校名（学年）勤務先等	年間総所得
世帯人員 計			人	所得額の合計	
特記事項	生活保護受給の有無			有	・ 無
	ひとり親世帯の該当の有無			該当	・ 非該当

	児童扶養手当受給の有無	有	・	無
	児童養護施設等への入所の有無	有	・	無
	里親等の養護の有無	有	・	無

※ 保護者等は、申請者が未成年である場合はその者の親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）を記入してください。申請者が成年に達している場合は、本人の4親等以内の成人親族を記入してください。

（注意事項）

申請者および保護者等が属する世帯全員の住民票記載証明書を添付のこと。ただし、教育委員会が認める者については、この限りでない。

## 誓約事項

申請者が奨学金（入学（留学）支度金を含む。）の貸与を受けましたら、守山市育英奨学条例および守山市育英奨学条例施行規則の規定ならびに下記 1～5 までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学金については指定期日までに必ず返還することを誓約します。

- 1 守山市育英奨学条例施行規則第 7 条に規定する借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。
- 2 奨学金の返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 10.75%の割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。
- 3 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 4 保護者等および連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 5 保護者等および連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、奨学金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。

申請者

（自署） 氏 名

保護者等

（自署） 氏 名

連帯保証人

（自署） 氏 名



別記様式第4号中「、緊急学資資金」および

「

緊急学資資金 貸与額	円
---------------	---

」を削る。

別記様式第5号を次のとおり改める。

誓 約 書

年 月 日

守山市教育委員会あて

貸与番号 年度第 号

申請者 住 所

(自署) 氏 名

保護者等 住 所

(自署) 氏 名

連帯保証人 住 所

(自署) 氏 名

このたび、守山市育英奨学条例による奨学金（入学（留学）支度金）を受けることになりました。

つきましては、下記の誓約事項および守山市教育委員会の指示を堅く守り、学習に精励して、貸与を受けた奨学金（入学（留学）支度金）の返還については、指定期日までに返還することを誓約します。

(誓約事項)

守山市育英奨学条例および守山市育英奨学条例施行規則の規定ならびに下記1～5までの事項を守り、貸与された奨学金（入学（留学）支度金を含む。）については指定期日までに必ず返還することを誓約します。

- 1 守山市育英奨学条例施行規則第7条に規定する借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。
- 2 奨学金の返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 10.75%の割合を乗じて得た金額に相

当する延滞利息を支払います。

- 3 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 4 保護者等および連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 5 保護者等および連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。

別記様式第7号中

「本人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印」を

「申請者 住所  
(自署) 氏名  
保護者等 住所  
(自署) 氏名  
連帯保証人 住所  
(自署) 氏名」に改め、

「3 奨学金貸与済額 年 月まで 円」を削る。

別記様式第8号中

「本人 住所  
氏名  
連帯保証人 住所  
氏名  
保護者 住所  
氏名」を

「申請者 住所  
(自署) 氏名  
保護者等 住所  
(自署) 氏名  
連帯保証人 住所  
(自署) 氏名」に改め、

「3 奨学金貸与済額 年 月から  
( 円)

年 月まで

4 復活期日 年 月 日」を削る。

別記様式第9号中

「本人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

保 護 者 住所  
氏名 印」を

「申請者 住所  
(自署) 氏名

保護者等 住所  
(自署) 氏名

連帯保証人 住所  
(自署) 氏名

」に改める。

別記様式第10号中

「本 人 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

保 護 者 住所  
氏名 印」を

「申請者 住所  
(自署) 氏名

保護者等 住所  
(自署) 氏名

連帯保証人 住所  
(自署) 氏名

」に改め、「緊急学資資金」および「5 緊急学

資資金貸与額 円」を削る。

別記様式第11号中

「本 人 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

保 護 者 住所  
氏名 印」を

「申請者 住所  
(自署) 氏名

保護者等 住所  
(自署) 氏名

連帯保証人 住所  
(自署) 氏名

」に改める。

別記様式第13号を次のとおり改める。

（表）

# 借用証書

印紙税  
非課税

金額 円

私は、守山市育英奨学条例および守山市育英奨学条例施行規則の規定により奨学金（入学（留学）支度金を含む。）の貸与を受け、上記金額を借用いたしました。

借用した奨学金は、守山市育英奨学条例および守山市育英奨学条例施行規則の規定ならびに下記の誓約事項を守り、裏面の返還計画のとおり納期限までに必ず返還することを誓約します。なお、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税は非課税となります。

（誓約事項）

- 1 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。
- 2 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、裏面の返還計画にかかわらず、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 保護者等および連帯保証人は奨学金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 保護者等または連帯保証人に対する返還債務の履行の請求は、奨学金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることについて、異議はありません。

年 月 日

守山市教育委員会 あて

貸与を受けた者（自署）

保護者等（自署）

連帯保証人（自署）

(裏)

奨学金返還明細書		貸与番号	年度	号	
本人	フリガナ		生年月	年 月 日	
	氏名		日		
	現住所	電話番号			
	卒業学校名				
	勤務先	住所			
		名称			
電話番号					
保護者等	フリガナ		生年月	年 月 日	
	氏名		日		
	現住所	電話番号			
	勤務先	住所			
		名称			
		電話番号			
連帯保証人	フリガナ		生年月	年 月 日	
	氏名		日		
	現住所	電話番号			
	勤務先	住所			
		名称			
		電話番号			
返還計画	返還期間	年 月 から 年 月 まで( 年) ※ 返還期間は貸与年数(ただし、入学支度金は正規の修学期間)内とします。			
	返還総額および返還方法	奨学金 円	月 払 年 払	円× 回(納期限:毎月末) 円× 回(納期限:毎年 月末)	

		入学（留 学）支度金	年 払 円 × 回（納期限：毎年 月末） （最終） 円（納期限： 年 月末）
		円	一 括 円 （納期限： 年 月末）



別記様式第14号中

「本 人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

保 護 者 住所

氏名

印」を

「申請者 住所

(自署) 氏名

保護者等 住所

(自署) 氏名

連帯保証人 住所

(自署) 氏名

」に改め、「緊急学資資金」を削る。

別記様式第15号中「緊急学資資金」を削る。

別記様式第16号を次のとおり改める。

返還免除型奨学金返還免除申請書

年 月 日

守山市教育委員会あて

	貸与番号		年度第 号
申請者	住 所		
(自署)	氏 名		
保護者等	住 所		
(自署)	氏 名		
連帯保証人	住 所		
(自署)	氏 名		

このたび、守山市育英奨学条例による返還免除型奨学金の貸与を受け、学習に精励し、修学しましたので報告します。

つきましては、次のとおり証明書類を添えて奨学金の返還免除を願い出ます。

なお、返還免除の要件を満たせない場合(今後において満たせなくなった場合を含む。)は、守山市育英奨学条例および守山市育英奨学条例施行規則の規定ならび裏面の誓約事項を守り、借用証書の返還計画のとおり納期限までに必ず返還します。

借用金額	円（入学（留学）支度金は含まない。）
卒業校	
卒業年月	年 月
勤務先	
貸与期間	年 月から 年 月まで

免除期間	年 月から	年 月まで
入学（留学）支度金の貸与の有無	有 ・ 無 ※入学（留学）支度金は要返還	

（誓約事項）

- 1 奨学金（入学（留学）支度金を含む。）を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。
- 2 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、借用証書の返還計画にかかわらず、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 保護者等および連帯保証人は奨学金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、奨学金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることについて、異議はありません。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の守山市育英奨学条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請した者から適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

議第11号

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月21日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則

守山市就学支援委員会規則（昭和48年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつとも」を「最も」に、「の必要事項について」を「必要事項を」に改める。

第3条中「の幼稚園、保育園、認定こども園、」を削り、「における」を「の就学において」に、「し、就学をはじめとする」を「行い」に、「指導または助言する」を「指導および助言を行う」に改める。

第5条第1項中「1年」の次に「以内」を加える。

第6条第3項中「会長事故」を「会長に事故」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第12号

守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則の制定について

守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月21日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、守山市教育支援センター（以下「センター」という。）の管理および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間、休所日等)

第2条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休所日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 所長は、特に必要があると認めるときは、センターを臨時に休所し、開所し、またはその開所時間もしくは休所日を変更することができる。

(教育相談)

第3条 条例第3条第1号に定める業務は、面接または電話ならびにメール等電子媒体により職員が行う。

2 面接による教育相談は、センターへの来所を受けて行う。

(児童生徒支援室)

第4条 条例第3条第2号および第3号に定める事業を実施するため、センターに児童生徒支援室を設置する。

2 児童生徒支援室は「くすのき教室」と称することができる。

(開室日)

第5条 児童生徒支援室の開室日時は、開所日のうち月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、開室日時を変更することができる。

(児童生徒支援室への通室)

第6条 児童生徒支援室への通室に係る経費の負担およびその他の事項については、保護者の責任とする。

(児童生徒支援室への通室の手続き)

第7条 児童生徒支援室に子どもを通室させようとする保護者は、あらかじめ所長に児童生徒支援室通室申込書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。

2 所長は、前項の申込書の提出を受け、適当と認めたときは、速やかに児童生徒支援室通室開始通知書(別紙様式第2号)を、通室の申込をした保護者に通知するものとする。

3 所長は児童生徒支援室への通室を開始したときは、その子どもの在籍する学校長に教育支援開始通知書(別紙様式第3号)により通知する。

(学校への報告等)

第8条 所長は、その子どもが在籍する学校長に、教育支援の経過や状況について、教育支援状況報告書(別紙様式第4号)により報告する。

(児童生徒支援室への通室の終了)

第9条 所長は、児童生徒支援室への通室を継続する必要がないと認めるときは、児童生徒支援室通室終了通知書(別紙様式第5号)により、その旨を子どもの保護者に通知するものとする。保護者から通室の終了の申出があった場合も同様とする。

2 所長は、教育支援を終了したときは、その子どもの在籍する学校長に教育支援終了通知書(別紙様式第6号)により通知する。保護者からの申出により終了した場合も同様とする。

(公印)

第10条 センターが使用する公印の名称、寸法、用途等は、別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(守山市生涯学習・教育支援センターの管理および運営に関する規則の一部改正)

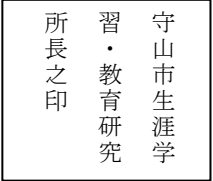
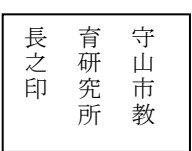
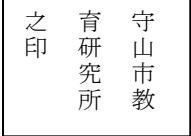
2 守山市生涯学習・教育支援センターの管理および運営に関する規則(平成20年教委規則第19号)の一部を次のように改正する。

題名、第1条および付則第2項中「教育支援」を「教育研究」に改める。

別表2を次のように改める。

公印の名	ひな形	書体	寸法(ミリ)	印材	用途	公印管
------	-----	----	--------	----	----	-----



称			メートル)			理者
守山市生涯学習・教育研究センター所長之印		てん書	方18	木印	生涯学習・教育研究センター所長名をもって発する一般文書	生涯学習・教育研究センター所長
守山市教育研究所所長之印		てん書	方20	木印	教育研究所所長名をもって発する一般文書	教育研究所所長
守山市教育研究所之印		てん書	方24	木印	教育研究所をもって発する一般文書	教育研究所所長

(守山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

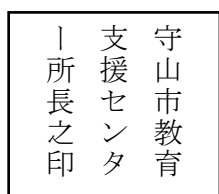
3 守山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則(令和3年教委規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「教育支援」を「教育研究」に改める。

別表第1(第10条関係)

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	用途	公印管理者
守山市教育支援センター所長之印	てん書	方18	木印	教育支援センター所長名をもって発する一般公文書	教育支援センター所長

別表第2(第10条関係)



別 記

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

守山市教育支援センター所長 あて

## 児童生徒支援室通室申込書

児童生徒支援室への通室を申し込みます。

なお、教育支援センター所長が在籍の学校長に対し通室の旨等を連絡することに同意します。

児 童 生 徒	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	現住所	〒 —		
	学校名		学年	組

保 護 者	ふりがな		続柄
	氏名		
	電話番号	(自宅・携帯)	
	緊急連絡先		

（保護者） 様

守山市教育支援センター所長

## 児童生徒支援室通室開始通知書

児童生徒支援室への通室を開始するので通知します。

ふりがな			
児童生徒氏名			
学校名		学年	組
ふりがな			
保護者氏名			
通室開始日	年	月	日

学校長 様

守山市教育支援センター 所長

### 教育支援開始通知書

次の児童生徒について、守山市児童生徒支援室における教育支援を開始するので通知します。

ふりがな			
児童生徒氏名			
学校名		学年	組
ふりがな			
保護者氏名			
教育支援開始日	年	月	日

\*この書面を複写し、その書面に以下の項目を記入の上教育支援センターまでご提出ください。

上記の児童生徒の支援開始について、当校も適当と考えます。

守山市教育支援センター 所長

学校長

担任名	
教育相談主任	

\*ベースシートまたは児童生徒理解・教育支援シートを添付してください。

学校長 様

守山市教育支援センター 所長

### 教育支援状況報告書

教育支援を行っている下記の児童生徒について、 月分の状況を報告します。

記

学校名	学校 年					
児童生徒氏名						
	月	出席状況			出席日数	/ 日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

状況および所見等	
----------	--

様

守山市教育支援センター所長

### 児童生徒支援室通室終了通知書

児童生徒支援室への通室を終了するので通知します。

ふりがな			
児童生徒氏名			
学校名		学年	組
ふりがな			
保護者氏名			
通室終了日	年	月	日
終了の理由			

学校長 様

守山市教育支援センター 所長

## 教育支援終了通知書

下記の児童生徒について、守山市児童生徒支援室における教育支援を終了したので通知します。

ふりがな			
児童生徒氏名			
学校名		学年	組
ふりがな			
保護者氏名			
教育支援終了日	年	月	日